

第30回女川地域原子力防災協議会作業部会 議事概要

1. 日 時

令和5年6月30日（金） 13:30～14:30

2. 場 所

宮城県女川オフサイトセンター ※テレビ会議併用

3. 出席者

- (1) 国 : 内閣府、原子力規制庁、経済産業省
- (2) 関係自治体等 : 宮城県、宮城県警察本部
- (3) オブザーバー : 女川町、石巻市、登米市、東松島市、涌谷町、美里町、南三陸町、東北電力株式会社
- (4) 庶務 : 内閣府 林崎推進官、藪本専門官、岡本専門官、竹川上席調査員、奥山主査、吉村主査、米倉防災専門官

4. 議 題

- (1) 令和4年度宮城県原子力防災訓練実施結果について
- (2) その他

5. 配布資料

- ・資料 令和4年度宮城県原子力防災訓練実施結果の概要

6. 概 要

- (1) 令和4年度宮城県原子力防災訓練実施結果について
 - 令和4年度宮城県原子力防災訓練で実施した住民避難訓練や女川オフサイトセンター運営訓練、県災害対策本部運営訓練の結果について、宮城県から資料に基づき、説明があった。
 - 宮城県からの説明後、原子力規制庁から、令和4年度宮城県原子力防災訓練で実施した女川オフサイトセンター運営訓練と、令和4年度に女川地域で実施した原子力災害現地対策本部図上演習との関連性について質問があり、宮城県から、双方は同時開催で、シナリオを連動させた訓練である、との回答があった。
 - 宮城県から、令和4年度宮城県原子力防災訓練で実施した住民避難訓練は、令和元年度以来の住民避難訓練である旨の説明があったが、石巻市から、令和元年度の住民避難訓練の実施状況について確認があり、宮城県から、

台風等の影響があったことから、一部規模縮小の上で実施した、との回答があった。また、東松島市及び美里町からも同様に、一部規模縮小の上で住民避難訓練を実施した、との回答があった。

- 内閣府から、令和3年度の国との合同訓練で予定していた訓練項目のうち、実施できなかった項目について、どのように対応したのか、宮城県へ質問を行った。それに対し、宮城県から、新型コロナウイルス感染症の影響により、住民参加型の避難訓練が実施できなかったが、令和4年度の宮城県原子力防災訓練において実施することができた、との回答があった。
- 内閣府から、オフサイトセンターへの要員搬送訓練において、女川地域の緊急時対応上は仙台空港を經由してオフサイトセンターに向かう想定となっているが、令和3年度の原子力総合防災訓練においては、何らかの理由で仙台空港が利用できず、航空自衛隊松島基地を經由地として訓練計画を想定するなど、訓練の充実化を図ることができた旨の説明があった。
- 続けて内閣府から、令和3年度と令和4年度の宮城県原子力防災訓練において、避難計画等の充実・強化に繋がる事項がないか、宮城県へ質問を行った。それに対して、宮城県から、令和4年度の訓練で、鮎川港から塩釜港への海路避難を実施することにより、避難経路の多様化を図ることができたとの回答があり、石巻市からも同様の回答があった。
- また、宮城県から令和4年度の訓練において、避難誘導の円滑化を目的として、避難支援アプリの実証試験を行ったとの回答があった。
- 内閣府から、各機関から回答があった項目については、訓練からの成果項目として抽出できたものである、との説明があった。
- 内閣府から、訓練以外の項目として、女川原子力発電所1号機が冷却告示の対象となり、重点区域の範囲が変更となったことから、女川地域の緊急時対応へ盛り込むべき項目となる旨の説明があった。
- 続けて内閣府から、女川地域の緊急時対応を改定することになった場合、訓練から抽出された項目以外にどのような改定項目があるか、質問を行った。それに対し、宮城県からは、避難退域時検査等場所の追加が項目として挙げられること、石巻市からは、教育施設の統廃合に伴う避難手順等の変更が項目として挙げられる、との回答があった。
- 内閣府から、女川地域の緊急時対応の改定案件となる項目が、この作業部会で抽出されたことを踏まえ、次回の作業部会において内閣府から緊急時対応の改定の主な項目について骨子として示し、今後、女川地域の緊急時対応の改定について検討することとした。

(2) その他

- 内閣府から、令和5年5月に防災基本計画が修正された旨を共有した。ま

た、前回の作業部会以降、令和4年9月に原子力災害時における避難退域時検査及び簡易除染マニュアルが制定されたこと、令和5年5月に甲状腺被ばく線量モニタリング実施マニュアルが新たに制定された旨を共有した。また、甲状腺被ばく線量モニタリングについて、今年度に、モデル事業を実施する等の計画があることを共有した。

更に、今後、原子力災害対策指針の改正等があった場合は、作業部会等を通じて共有する旨の説明があった。

○内閣府から、作業部会の開催趣旨について改めて説明するとともに、PDCAサイクルの観点から訓練で得られた教訓事項などを基に緊急時対応改定の案件があった場合には、作業部会で議論することを確認した。また、緊急時対応の改定や新たな取組を必要とする案件があった場合には作業部会で議論して対応することを確認した。

○内閣府から、作業部会における議論の透明性確保の観点より、作業部会に関係する地方公共団体が作業部会と同様の構成員による意見交換等の実施を希望する場合には、作業部会として対応することについて説明があった。

以 上